

第二回國會 衆議院 決算委員會 會議錄 第一号

昭和二十三年一月二十七日(火曜日)

午後二時十分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事 島村 一郎君

片島 港君

玉井 祐吉君

馬越 晃君

中曾根康弘君

岩本 信行君

富田 昭君

受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 芦田 均君

出席政府委員

外務事務官 島津 久大君

委員外の出席者

専門調査委員 大久保忠文君

昭和二十二年十二月十三日委員大宮伍三郎君が退職した。

一月二十六日

賠償臨時設置法案(内閣提出)(第三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

賠償臨時設置法案(内閣提出)(第三号)

○竹山委員長 それではこれより會議を開きます。

第一國會における委員各位の御精勵に感謝し、第二國會におきましても、引続き各位の御援助によつて委員會の目的を達成したいと思ひます。

本日は本委員会に付託になりました

賠償臨時設置法案について御審議を願うことにいたしますが、なほ関連をした終戦連絡事務局の關係法案が同時に提案になつたのでありますが、これは關係から言へば、これと同時にまた本委員會で御審議を願うのが順序と考へましたが、非常に政府が審議を急いでいる關係もありまして、また今まで

の仕事の關係が特に密接な關係がありましたが、外務委員會でこれの審議をすることに委員長の間で話をいたしましたことを御了承願ひたいと思ひます。なほ御意見は終戦連絡事務局に關する問題も、外務委員會の方で御発言を願うことを、委員長にも申し傳へてありますから、その点も御了承願ひたいと思ひます。

それでは賠償臨時設置法案について外務大臣より説明を求めます。

賠償臨時設置法案

第一條 臨時に、内閣總理大臣の管理の下に、賠償廳を設置し、左に掲げる事項を掌らしめる。

一 賠償實施の基本的事項の企画立案に關する事項

二 賠償實施に關する作業責任官廳の事務の總合調整、推進及び監督に關する事項

三 賠償物件の引渡に關する事項

四 賠償に關する調査に關する事項

第二條 賠償廳に長官を置く。

長官は、國務大臣を以てこれに充てる。

長官は、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官の進退を專行する。

第三條 賠償廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

賠償廳の組織の細目については、長官がこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

○芦田國務大臣 この際賠償廳設置に關する法律案の提案の理由を説明いたします。

賠償事務の處理は賠償物件を管轄する官廳が大蔵、商工、運輸、文部の各省にわたつておる關係がありまして、實施作業は各省の責任において現に行つております。しかし實施計画の立案及び事務の連絡調整は安本の生産局と、終戦連絡中央事務局賠償部とが協力して今日まで處理してまいつたのであります。しかるに今般終戦連絡事務局の廢止に伴ひまして、この賠償に關する責任大臣を定めると同時に、賠償廳を設置する案を立てた次第であります。

賠償事務の處理が、前に申し述べましたように、各省にわたつた複雑になつておる点につきましては、かねて連合軍總司令部側からも調整の要望がありまして、政府自体としてもその必要を痛感している(研究を重ねた次第であります。この機会に賠償實施の現段階に對應するように、賠償實施の中核機關としての賠償廳を設けて、關係事務については企畫立案また事務の總合調整を強力に推進することにいたしましたと考えた次第であります。

賠償廳は賠償事務の總合調整をするのに十分な権限と立場をもつ必要がありまして、從つて内閣總理大臣の管轄のもとにおいて、賠償廳の長官には國務大臣を當てるという案であります。もととも事務機構はできるだけ簡素にする趣意でありまして、さしあたり國務大臣たる長官のもとに官房及び賠償廳次長、そしてあとには六つの課を置きまして、所管事務を處理させるという案であります。その一つは、賠償實施の基本的事項の企畫立案に關する事項、第二に、賠償實施に關する作業責任官廳の事務の總合調整、推進及び監督に關する事項、第三に、賠償物件の引渡しに關する事項、第四に、賠償に關する調査に關する事項であります。すなわち賠償問題の一元的處理のために國務大臣を長とする中央機關を設けて、政府の國際義務の履行のための企畫立案及び關係各省間の事務の總合調整を完全に行ひたいという考えであります。さういふ意味において、お手もとに配付いたしましたとき機構をもつ案をつくつたのでありますが、この際總司令部側の意向の一端を附加してお話申し上げたいと思ひます。

かねてより總司令部の賠償部におきましては、司令官側の機構に對應する一元的賠償機關を日本政府内に設立することを希望するといふことであります。したが、今日までその実現を見なかつたのであります。殊に終戦連絡事務局は二月一日から廢止を實行する必要ある旨の指示を受けておるのであります。政府としてはできるだけ限り迅速に本法律案の御審議を願つて、時期に選ることなく實施したいといふ熱望をもつておる次第であります。右の事情をお含み願ひまして、何とぞ速やかに御審議の上御決定あらんことをお願いいたします。

もし補足的に必要があるようでしたら、政府委員から條文その他について説明をいたさせていただきますが、委員會の御希望に應じていかうにも取計らいます。

○竹山委員長 ではこの際政府委員から補足的な説明に加えて、賠償に關する現在までの経過概要の御説明を願ひたいと思ひます。

○島津政府委員 賠償問題の現在の状況をごく簡単に御説明申し上げますと、現在の賠償の實施はすべてポツダム宣言に基きまして、連合軍總司令部の指示によりまして實施を行つてゐるのであります。今日まで司令部から指示を受けました主たる事項は、約九百ほどの賠償予定工場指定を受けまして、その管理保全を日本政府が命ぜられておるのであります。それに対応いたしまして、政府部内で所管をわけまして、軍工廠關係は大藏省、民間工場は商工省、造船施設は運輸省、研究所關係は文部省、かういふように各省でその施設の保全管理に任じておるのであります。

次に昨年の夏になりました。賠償がいよいよ実施の段階にはいりまして、賠償撤去の準備指令が発せられ、十月になりました。具体的に軍工廠の一部の撤去の正式の指令に接してあります。先ほど申し述べましたような管理保全の責任をもつて官廳が、大體におきまして実施の作業の責任官廳といふことで、実施の作業を担当してあるのではありません。この間軍工廠と民間工場というように所管がわかれており、調整を要する事項が多々あるのではありません。なおまた司令部から指示を受領いたしましたも、その解釈またそれに基きます具体的な実施計画といふものはやはり分担ではできません。今日までのところは終戦連絡中央事務局の賠償部、経済安定本部の生産局といふものが一体となりまして計画をつくつておた次第であります。その間でき得る限り終戦連絡事務局の賠償部で連絡調整に任じておたのでありますけれども、ただいま大臣より御説明申し上げましたように、司令部の方ではこの賠償の実施といふことを迅速かつ有効に取運んでほしいという希望から、機構もでき得るだけ強力な中枢機関をつくつてほしいという要望がかねてからあつたのでございます。いろいろ政府内部でも検討を重ねておたのでありますけれども、いろいろ所管事項が錯綜しておりまして、簡単に全部を一元化することはなかなか困難なのであります。ところが終戦連絡事務局の解体が行はれるという機会に、現狀において與る限り調整を加えるという趣旨から、ただいま提案になりましたような機構が考えられた次第でございます。従いまして、賠償作業の責

任官廳は従来通りそのままといふことであります。その中枢機関にその事務を遂行するの十分な立場と権限を與えることにいたしました次第であります。また賠償実施も十月に実施着手するようにという指令が発せられまして、現在軍工廠十七工廠のうちの機械が積出しを開始せられていゝのであります。今月になりましたから、中國船が二船、オランダ船が一船すでに賠償物資を運び出してゐるような狀況でございます。ただこの実施の見通しは、御承知の通り賠償問題全体がなかなかきまつてまいりませんので、困難でありますけれども、大體今日のところは十七工廠の機械約二万台が運び出される段階にきてゐるのであります。これは軍工廠の機械全体の約一割といふ見當になつております。そのほか民間工場の各種の部門の工場が撤去されることにならうと思へますが、これに關しましては、まだ正式の指令は何ら受領しておらないのであります。最初の指令に基きまして、その管理保全に遺憾なきを期してゐるような狀況でございます。簡単にございしますが、現狀を申し上げます。

○竹山委員長 質疑に入るにあたりまして、外務大臣から、賠償全体に對して日本が誠意をもつてやらなければならぬのであります。今後の見通しについて政府の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○片岡國務大臣 賠償問題につきましては、当初ボツダム宣言の定むるところによつて、連合國極東委員会において、主として賠償に關する草案を討議されたことは御承知の通りであります。そしていわゆるポーレー案と稱する第十次の報告書が發表せられまして、その案を基礎として極東委員会においては清算なる討論が行はれたのであります。討論の結果がどういふ決定に達したかといふことは、これを確實に知る方法がありませんが、新聞の情報によれば、連合國は賠償問題についてまだ最終的の決定に達してゐないといふように報せられてゐると同時に、當初考えられたポーレー報告書なるものの線が、その後の連合國の調査の結果かなり修正を加へられたことは、ほぼ間違いないと思はれるのであります。しかし賠償を連合國の間にいかなる比率によつて分配するかといふ問題もまだ結論をみず、また日本國の經濟を自立自給の域に残すには、およそ一九三〇年ないし一九三四年の工業水準にまで制限することが可能であるかどうかといふ点についても、必ずしも決定に達してゐないと思はれるのであります。いずれにしても現任極東委員会においては、賠償の問題をめぐつて今なお種々の意見交換が行われておりますが、その最終的の決定は来るべき講和會議において平和條約の規定せらるるときを待つて、はじめに確定するものと考えて間違ひはないと思ひます。日本の現在の立場においては、一に連合國の決定するところを承諾して、それを忠実に履行以外に途はないのであります。日本國の民主化の実現が清々と行われ、日本に對する連合國の空氣が戦争終結時より年所を経るに従つて緩和されてきつたところという事態に照らし合せて、連合國側において決定せらるべき賠償の最終決定は、將來の日本國の經濟的自立を著しく損傷するがごとき程度のもので

ないといふことは、われわれ國民が期待して誤らないのではないかと、かように考えておる次第であります。

○竹山委員長 それではこれより質疑に入ります。

○島村委員長 終戦連絡事務局の廢止に伴い、いろいろ役所をつくるまでの政府の考えは諒としますが、この際でおよびこれが經費に充てる予算について、どういふものをもつて充當するがといふよりなことをお聴きしたいと思ひます。

○島津政府委員 賠償總の機構の内容について御説明いたします。賠償總に國務大臣を長官とする長をおきます。その下に次長一名、次長の下に六課をおきまして、それらの事項を管掌させるわけでありまして、課の内容を簡単に申し上げます。第一は總務課であり、それは總務課の統制調整をいたします。企圖、構成その他の事務を取扱います。次は調査課であります。調査課のもつとも大きな仕事は賠償施設の評價に關する事務であります。先ほど申し上げましたように、九百余りの工場の評価を命ぜられておるのであります。これは實務は作業官廳でありますけれども、評價に關するいろいろな計画、基準その他を司令部と打合せながら決定してまゐるのであります。相当地な仕事であります。そのほか賠償問題全般の調査を行うのが調査課であります。次は実施課であります。これは賠償施設の撤去作業、賠償施設の解体と梱包段階、その二段階の事務を担当いたします。これも各省で実施いたしますところの實施の総合的な計画をつくるのであります。關係官廳の

事務の総合調整あるいは技術の指導の面、さういふことを取扱うのが實施課の仕事であります。次は輸送課であります。賠償に關する輸送の総合計画を立てる課であります。それで賠償の實施の段階は、解体、梱包といふ段階までは、先ほど申し上げましたような、それらの所管官廳で取扱つております。梱包ができまして輸送の段階にはいりますと、輸送は一切運輸省一省の責任で引受けるということになつてゐるのであります。しかしながら輸送に關しては、解体、梱包の段階との関連あるいは所管各省との間の総合調整といふような面もいろいろございまして、輸送計画につきましても、司令部といふ具体的な打合せを必要とするのであります。これまた相當な仕事があるのであります。次は管理課であります。管理課は賠償予定設備の維持管理に關する事項、これを一切取扱うことになつております。これまた維持管理の方法、資材その他につきま同時に、種々総合的な計画を立てますと同時に、具体的な技術的な面でも調整を要する事項が多いのであります。これは管理課の所管事務に屬してあります。次は監査課であります。これは賠償關係の經費の監査を主とする課でございます。監査を主たる仕事とする課でございます。なお監査のほかは賠償關係の經費につきましては、經費の面から賠償施設のわがいろいろと考究を要する面があるのであります。その面から關係各省と作業官廳との經費の使ひようにつきましても、総合調整をする仕事がございます。機構は大體以上のようなものでございまして、そのほかに官房に秘書課といふものをおくこ

とになっております。部のない大課の執務機構ということに御承知願いたいと思ひます。

○青田國務大臣 予算及び人員の問題について簡単に説明いたします。今度賠償法を新しく設置しますけれども、昨今行政整理の方針を定めて着々各省の人員整理等も始めておる際でありますから、新しく設けられる賠償法には、新規採用を極力避ける、そしてつづら各省の定員内から配置轉換によつて賠償法の構成員をつくることに方針を定めております。従つて先ほど政府委員から説明した総務課、調査課の二課は主として従来の終戦連絡事務局の賠償部及び安定本部の賠償部より人員を補充します。実施課については商工省、輸送課については運輸省の人員を充当する計画であります。また管理課及び監査課については、ほとんど全部大蔵省の職員を配置轉換を行つて、これに充てる計画でありますから、新規に要求すべき人員費はほとんど言ひに足りない数字にすぎないのであります。追加予算として一兩日のうちに國會に提出するために、ただいまその予算を編成中ですが、なほ關係方面との折衝が終了しておりませんために、この席において明確な数字を申し上げることは差控をざるを得ないやうな立場にありますが、その経費はきつめて輕少であるといふことだけは、ただいまからはつきり申し上げられると思ひます。以上簡単に予算及び人員、機構の問題について説明いたしましたわけでありませう。

○中曾根委員 一、二お尋ねいたしたいと思ひます。先ほどボーレー大使の案によりますと、大體工場を撤去する

だけのようになつておりますが、ストライキ・ミツシヨンでしたか、あの中には一部生産物賠償を含むやうな構想が述べられておつたと思ひます。この賠償法設置法案によりますと、大體物件を中心にして構成されておるやうであります。生産物賠償の見透しはどうでありますか。外務大臣にお伺ひいたします。

○青田國務大臣 ポツダム宣言の中に、現物賠償及び必要な場合における生産賠償という文字はいつておるのです。従つて極東委員會において賠償問題の議論が行われる場合には、必然的にこの二つの賠償対象としての論が行われることは当然の行き道であつたと思ひます。しかしすでに中曾根君も御承知の通り、アメリカ國內の輿論の大勢は、現物賠償に主力を注ぐべきであつて、生産賠償は反対だといふ意向が非常に強かつたのであります。その後連合各國の間においてこの問題がどういふふうになつたかといふことは、まだ何らかの確かな事情を承知する情報を手に入れておりませんが、日本政府の希望としては、賠償の対議はもつぱら現物に止めてもらつて、あくまで生産賠償は避けたいといふ希望をもつておる次第であります。

○中曾根委員 次に、これは小さいことですが「賠償物件の引渡」といふ言葉がありますが、引渡といふのはどこを限界にして行われるかといふことをお聴きしたいと思ひます。

○島津政府委員 日本政府の責任は賠償物資の船積みまでということに決定しておるのであります。賠償物資を輸送して船に積みこみまして、すべて手続が終えまして上に引渡しの書面

をつくる。その書面をつくる形式を引渡しと申しておるのであります。引渡しとは現実に作業をするのではなくして、形式上賠償物資と受取國に船の上で引渡すといふ形式であります。これと日本政府の作業の責任はおしまいになりませう。船に積んでから先は全部受取國の費用と、責任負担ということになつております。

○中曾根委員 そうしますと、この海上運賃などは皆向うの負担になるのですか。

○島津政府委員 全部受取國の負担になります。

○中曾根委員 その次に、ただいまの部課の機能の中で工場賠償をするといふ言葉がありますが、満洲でソ連が撤去したといふ工場施設なども賠償の対象になつておるかどうかお伺ひいたします。

○島津政府委員 ただいま申し上げました評價は、國內の施設の評價だけが現在の作業の対象になつておりまして、在外資産——ただいま御質問の満洲の施設もくもるめました在外資産につきましても評價はやつておりません。ここに申します評價は、司令部から指令をもらひまして、それに基いて現在作業をしておる範圍内のことであります。しかし在外資産につきましても、將來はまた評價の問題が出てくると思ひますが、目下のところは國內施設の評價と考えております。

○中曾根委員 最後に賠償法の構成であります。第一條にあげてあるいろいろな機能をやるためには、相当強力な人材がいなくて各省を統合してこれを強力に推進することはむずかしいと思ひますが、外務大臣が長

官になるとして、次長あるいは課長はどの程度の等級の人をもつて充てるのかお伺ひしたいと思ひます。

○島津政府委員 次長は一級官、課長につきましても目下考へておりますことは、今日まで一年余りにわたりました、司令部の担当の部面と密接に連絡をいたしまして、事務に習熟しております課長を大體そのまま充てる考へております。いろいろ技術的な部面もございまして、この課の中にはできる限り技術面に明るい課員を採用したいと思ひ考へております。

○中曾根委員 第三條の問題で、今まで必要な部局を政令で定めたいといふことに對して、參議院の方でこれと違つた決定をしたことがございまして、この法案は設置を急ぐ必要があるのと、もう一つは部課が非常に小さい、そういう關係から政令によつたのであらうとわれ／＼も了承する次第であります。この点については事情を具して參議院の方としかるべく了解を求めるところを委員長にお願ひいたします。以上で終ります。

○富田委員 この第二條に「長官は、國務大臣を以てこれに充てる。この外務大臣に限らず、別の國務大臣を充てる場合もございませうか。

○青田國務大臣 この場合國務大臣と書いてあります意味は、それ／＼の省の長官でない國務大臣といふ意味でありまして、各省大臣は賠償責任の大臣にはならない予定であります。

○富田委員 ただいまのお話によりまして、賠償法の長官が各省大臣でないといふことになる、連絡調整事務局

債權の長官がこれを指揮監督する。こゝういふことになりませうと、指揮命令系統は二つにわかれて非常に混線してゐるやうな感じがいたしますが、連絡調整事務局と今度の賠償法の關係はどのようなのでございませうか。

○青田國務大臣 それはちよつと一目でおわかりになりたくいと思ひますけれども、第二條の二項に「地方事務局において」といふことが書いてございまして、調整連絡事務局の中央事務局でなく、地方にある事務局において、終戦連絡の調整事務局のほかに、特殊財産の問題と賠償の問題とを管轄することになつております。その關係上、この特殊財産のものは終戦連絡と同時に外務省に参りますから、そこで外務大臣がその特殊財産の問題に関する限り地方事務局を指揮監督する、こゝういふことになりませう。

それから賠償問題に関する限りは、地方事務局に關して賠償法の長官が指揮監督することができ、こゝういふ意味でありますから、その權限は非常に狭いのでございませう。

○竹山委員 一應今のやうな質問も出るやうですから、そちらの法文の概要を御説明を願つたらどうですか。

○青田國務大臣 それでは連絡調整事務局臨時設置法案のごとく大筋を説明いたしたいと思ひますが、從來の終戦連絡事務局を廢止する結果として、その管轄に關しておつた賠償事務は、今國の賠償法設置によつてその方に移る。それから特殊財産——敵から徴発した、あるいは掠奪した物件等の特殊財産の問題は、便宜上外務省に移る。そしてその残りの機構を連絡調整事務局と稱する内閣總理廳の外局として

もつていく、こういうことになるのであります。その連絡事務局の主たる仕事は連合國官憲との連絡に関する事務、それからそれに関連して各應事務の総合調整に関する事務、これだけを連絡調整事務局の主たる事業として行う、こういうことでありまして、御承知の通り、占領軍の上陸當時は、占領軍官憲と帝國政府及び地方行政官憲との連絡に不案内であり、また人的構成においても必ずしも円滑に行われ得ないという關係上、連合軍の指令に基いて連絡調整事務局を設けて、もつぱら占領軍、連合國官憲との連絡事務に當つておつたというのであります。だん／＼事態の変化とともに、連合國官憲は直接政府の各省とその所管事務についての連絡をとることにになりました、その間の打合せも次第に深くかつ円滑に運用されるような情勢になつたのでありますから、年所を経るに従つて、いわゆる連絡調整事務局の事業の事務の内容が本質的の事務からもつぱら連絡事務、総合調整事務に傾くといふことになつてまいりました。従つて連合軍がその軍政府と帝國政府との間の打合せを行うにあつては、各省各般の事務にわたつておる關係上、これをむしろ總理廳の外局として一元的に総合調整することが便利である。またそれが筋が通るという意味において、従来の連絡調整事務局を廃止して、總理廳内に連絡調整事務局を設けたわけでありまして、従つて前回は変わりますが、ごく一口で申しますれば、従来の連絡調整事務局の一部分の仕事を外務省に残して、その他の一部分を賠償廳に移して、残る仕事を總理廳にもつていく。その新しき調整事務局の仕事

は、従来の連絡調整事務局の人員と機構をほぼそのままに移して、多少規模は縮小いたしますが、大體の人的構成は従来の案のままで總理廳にもつていく。こういうことに新しく、案を立てたわけでありまして、従つて今回の終連の廃止、あるいは連絡調整事務局の設置はきわめて臨時的のものであります。来るべき講和會議において、日本政府が正式の國交を回復することができたらば、外交事務はあげて一元的に外務省がこれを管轄するのでありますから、その時期に至るまでの臨時の占領軍官憲と日本政府との間の連絡は、連絡調整事務局において行うという趣意にはかならぬわけでありまして、少し簡單過ぎて、十分説明が行き届かなかつたかもしれませんが、なお尋ねに應じてお答えいたします。

○竹山委員長 念のために伺つておきますが、追加予算を出さなくても、法律だけで実施にはいれることになりませんか。

○青田國務大臣 いや追加予算は明後日ごろに、多分國會に提出し得る運びになります。

○玉井委員 これは賠償の方がまだ完全に決定しておりませんので、おそれくはつきりしたことはわかりませんが、まゝと思ひますけれども、引渡し終了は大體いつごろまでという御見解ではあるか。もしおわかりでしたら、引渡し終了は大體何年くらいのお見通しか。もう一つはその梱包その他に要する経費の点、これは全部數量がわかりませんので、おそらく最後までわかりにならないのはごもつともですが、最近まで積み出されたものの経費はどのくらいになつてゐるか、その点

おわかりでしたら一つお聞きしたいと思ひます。

○島津政府委員 引渡し終了の時期は全然わかつておりません。ただ第一回に指令が出ました十七軍工廠の機械の作業が終了するが二月末でありまして、二月末に十七軍工廠の今度指定になりました施設は全部梱包を終ります。ただ船がいつ全部持つてまいりましかは、まだ判然といたしておりません。それから経費の点であります。まだ作業の途中でありまして、はつきりした數字を申し上げるところまで整理できておりません。ただごく概略常識的に申し上げますれば、資材の点から申し上げますと、賠償の機械一トンのりに対しまして、木材が三トンの前後要するようでありまして、一トンのものを解体しまして梱包しますまでの経費、これが大體のところ、資材の面は約五千円前後、その他の経費がやはり五千円程度、一トン一万円、大體そういうふうになるのではないかと思ひます。

○青田國務大臣 梱包以後の輸送がどのくらいかかりますか、その他いろいろ準備にも費用がかかりますし、必要な図面などもいろいろ書類、こういう關係のものを全部集計いたしますと、なか／＼簡單には結論が出ないのではないかと考えます。そういうような見当と御承知願ひます。

○竹山委員長 今の御質問に関連して今年の三十億の管理費と十億の撤去費、あれはごく概算なんです。一体あれでまだ足らなくなるのですか。その辺はどうですか。

○島津政府委員 維持管理の方が四十億になつておりますが、その中の二十億が維持管理費、撤去費の方は大體

十億という予算になつております。まづ今年度内はその十億で十分であろうと思ひます。

○竹山委員長 他に御質疑はありますか。

○富田委員 この賠償廳の長官に他の國務大臣が當ることになりますと、この仕事の第一に掲げてあります賠償實施の基本的な企画立案に関する事項は、いわゆる賠償廳の長官である國務大臣の責任になるわけでありまして、そうすると外務大臣はそれのことに対しては責任を負わないでもよろしいことになるのであります。

○青田國務大臣 直接の責任を負わなないのであります。しかしやはり内閣の一員としては、賠償問題に関する責任を賠償廳の長官を指揮する内閣總理大臣、その内閣總理大臣のもとにある内閣の關係としては、やはり賠償問題に対する責任は政治的には負う、事務的の責任を直接には負わない、こういうことだと了解しております。

○竹山委員長 他に御質問ございせんか、ではちよと休憩をいたします。

午後三時五分休憩

午後三時六分開議

○竹山委員長 それでは再開をいたします。

他に御質疑はございせんか。それでは質疑は一應の程度で打ち切りたいと思ひます。

○竹山委員長 賠償臨時設置法案を討論に付したいと存じます。

〔省略〕「異議なし」と呼ぶ者あり

○竹山委員長 討論省略の御動議がありませんが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹山委員長 それでは討論を省略して、採決に入りたいと存じます。賠償臨時設置法案の政府原案に対して採決をいたします。御同意の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○竹山委員長 起立全員、本案は原案の通り可決いたしました。

それでは本日はこれにて散会をいたします。

午後三時七分散会

〔參照〕

賠償臨時設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は賠償實施に関する事務の遂行に万全を期するため、臨時に内閣總理大臣の管理の下に國務大臣を長官とする賠償廳を設置し、賠償實施の基本的事項の企画立案、（一）作業責任官廳の事務の総合調整、推進及び監督、（二）賠償物件の引渡、（三）賠償に関する調査等に関する事項を掌らしめようとするもので、同職職員について必要な事項は政令で定めることに規定してゐる。

二、議案の可決理由

賠償の實施は國際義務履行上政府當面の最重要事項であり、これが事務の遂行に遺憾なからしめるため総合官廳を設置するは時宜を得たものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十三年一月二十七日

決算委員長 竹山祐太郎

衆議院議長松岡駒吉殿